

福岡県公報

令和4年8月30日
第 328 号

目次

告示 (第787号 - 第793号)

- 土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂防課) …………… 1
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (砂防課) …………… 1
- 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課) …………… 1
- 特定危険薬物の指定 (薬務課) …………… 2
- 土地区画整理組合の定款の変更の認可 (都市計画課) …………… 2
- 鳥獣捕獲等事業の変更 (農山漁村振興課) …………… 2
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 2
- ### 公告
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 3
- 県営土地改良事業計画の変更決定 (農村森林整備課) …………… 3
- 都市計画の変更の案の縦覧 (都市計画課) …………… 3
- 災害拠点病院の指定 (医療指導課) …………… 3
- 土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出 (都市計画課) …………… 4

告示

福岡県告示第787号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成26年3月福岡県告示第216号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和4年8月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
不動川	田川郡添田町大字添田（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流

備考 別紙図面1は省略し、その図面を添田町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第788号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成26年3月福岡県告示第217号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和4年8月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
不動川	田川郡添田町大字添田（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を添田町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第789号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和4年8月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
不動川	田川郡添田町大字添田（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流

備考 別紙図面1は省略し、その図面を添田町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第790号

福岡県薬物の濫用防止に関する条例（平成26年福岡県条例第57号）第14条第1項の規定により、特定危険薬物を次のとおり指定する。

令和4年8月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 特定危険薬物の名称

- (1) 化学名 1 - (シクロブチルメチル) - N - (2 - フェニルプロパン - 2 - イル) - 1 H - インダゾール - 3 - カルボキサミド及びその塩類
- (2) 化学名 [(2 S, 4 S) - 2, 4 - ジメチルアゼチジン - 1 - イル] [(8 R) - 6 - メチル - 9, 10 - ジデヒドロエルゴリン - 8 - イル] メタノン及びその塩類
- (3) 化学名 1 - (4 - フルオロ - 3 - メチルフェニル) - 2 - (ピロリジン - 1 - イル) ペンタン - 1 - オン及びその塩類

2 指定の理由

他の地方公共団体の条例に基づき、大臣指定薬物に準じる手続による科学的知見に基づく検証を経て大臣指定薬物に準じる規制が行われることになったため。

3 施行期日

令和4年8月31日

福岡県告示第791号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第4項の規定により次のように公告する。

令和4年8月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 組合の名称

久山町上久原土地区画整理組合

2 事務所の所在地

糟屋郡久山町大字久原1080番地3

3 設立認可の年月日

平成元年3月14日

4 変更の内容

総代の定数を22名から26名に変更する。

総代の選挙について、総会出席者の過半数の同意があったときは投票によらず、総会出席者の過半数の議決をもって決定する取扱に変更する。

5 変更認可の年月日

令和4年8月18日

福岡県告示第792号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第18条の7第1項の規定に基づき、令和4年8月1日付けで鳥獣捕獲等事業の変更の認定をしたので、同条第2項において準用する同法第18条の5第2項の規定により次のように公示する。

令和4年8月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

事業者の名称	住所	代表者の氏名
特定非営利活動法人 フォーチュンプラス	久留米市津福今町483番地10	大原 進

福岡県告示第793号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年8月30日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

令和4年8月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
福岡	福岡 志摩 前原線	糸島市志摩野北885番3先から 糸島市志摩野北856番8先まで

公 告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和4年8月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市浦志三丁目392番1及び392番5から392番16まで
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糸島市前原西五丁目1番31号
株式会社へいせい
代表取締役 西原 幸作

公告

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和4年8月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
----------	------	------

県営大入地区土地改良（区画整理）事業変更計画書の写し

令和4年8月30日から
令和4年9月29日まで

糸島市役所

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、令和4年9月1日から同年9月15日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

令和4年8月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 変更に係る都市計画の種類及び名称並びにその変更の内容
北野大刀洗都市計画道路
3・4・32-4号大堰駅前線の廃止
3・4・32-5号陣ノ内富多線の廃止
- 都市計画を変更する土地の区域
大刀洗町大字富多字大藤、字橋ケ島及び字榎町の各一部
大刀洗町大字本郷字上ノ園、字陣ノ前、字陣ノ内、字上村、字上町、字新町、字前田、字橋籠、字稲葉、字諏訪郷、字柳、上泉町、下泉町、志土路町及び字造田の各一部
大刀洗町大字富多字海老町、字赤野、字西屋敷、字若草、字大藤、字橋ケ島、字三十六、字州先及び箕町の各一部
- 変更に係る都市計画の案の縦覧場所
福岡県建築都市部都市計画課
大刀洗町建設課

公告

災害時における初期救急医療体制の充実強化を図るため、令和4年8月22日付けで次

の病院を災害拠点病院として指定したので、公告する。

令和4年8月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

災害拠点病院の区分	病院の名称	所在地
地域災害拠点病院	田主丸中央病院	久留米市田主丸町益生田892番地

公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定に基づき、筑後市和泉野口土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、同条第2項の規定により次のように公告する。

令和4年8月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 就任した理事

氏名	住所
井上 宣光	筑後市大字和泉1216番地2
井上 雅歳	筑後市大字和泉438番地4
井上 良之	筑後市大字和泉1200番地
馬場 淳次	筑後市大字和泉300番地2
深谷 凱規	筑後市大字和泉1166番地1の1